

住民税の住宅ローン控除について



税源移譲で所得税額が減少し、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなった場合、税負担が増加してしまいます。

このため、移譲前の所得税額において控除できた額と同等の控除となるよう住民税から減額します。

対象者 次のすべてに該当する人

- 1 すでに住宅ローン控除を受けている人
- 2 平成11年～18年に入居した人（平成19年入居は対象外）
- 3 所得税額が小さくなり所得税から控除しきれなくなった人

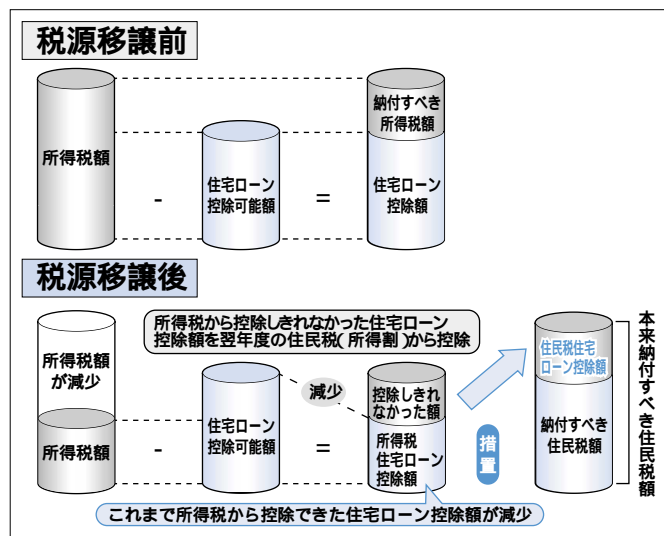
控除適用年度 平成20年度から28年度までの住民税に適用

申告の方法 所得税の確定申告をしない人（年末調整済の人）は「住宅借入金等特別税額控除申告書」に源泉徴収票を添付のうえ、その年の1月1日にお住まいの市町村へ、所得税の確定申告をする人は「住宅借入金等特別税額控除申告書」を確定申告書

とともに税務署へ提出してください。

申告期限 その年の3月15日（平成20年は3月17日）まで

お願い 該当する場合は、毎年申告が必要になります。



問合せ 税務課住民税係 内線124・125・129

総合健診(人間ドック)について

後期高齢者医療制度及び特定健康診査の実施に伴い、総合健診(人間ドック)の対象者及び補助申請の手続等が、次のとおり4月から変更となります。

▶ 変更点

対象者の受診年齢

- ・受診する年度中において、満35歳から74歳までの町国民健康保険の被保険者
- 後期高齢者医療制度に加入されたかたは、対象となりません。

申請方法

- ・指定医療機関（財）埼玉県健康づくり事業団・白岡

中央総合病院)以外の医療機関で受診する場合は、受診する前に受診を希望される医療機関へ、総合健診(人間ドック)に、特定健康診査の検査項目(「新しい健診制度が始まります」の健診項目を参照)のすべてが含まれているか、ご確認ください。

特定健康診査の検査項目すべてが含まれた総合健診(人間ドック)が補助の対象となります。

指定医療機関以外の医療機関で受診された場合には、補助金の申請の際、領収書と健診結果を保険年金課窓口へ持参してください。

問合せ 保険年金課国民健康保険給付係 内線142・148

あなたの印鑑登録証は大丈夫ですか

印鑑登録されているかたは、印鑑登録証(カード)をお持ちになっていますが、使用年数の経過とともに毀損または汚損するカードがあります。

このようなカードをお持ちのかたは、お手数ですが、切り替え手続きをお願いいたします。

なお、運転免許証等がない場合、または代理人が来庁される場合は、即日交付とはならず、仮登録となります。郵送で照会書をお送りしますので、後日再来庁いただいたときにカードを交付します。

詳細については、住民課までお問い合わせください。

手続きに必要なもの

- 本人が手続きする場合
- ・登録印
 - ・毀損または汚損したカード
 - ・運転免許証等の官公署発行の写真付き証明書
- 代理人が手続きする場合
- ・登録印
 - ・毀損または汚損したカード
 - ・代理人選任届
 - ・代理人のかたの認印
 - ・代理人のかたの確認ができるもの(運転免許証または健康保険証等)

問合せ 住民課住民係 内線 137～139